

# 住民監査請求書

大阪市監査委員 御中

2013年（平成25年）2月13日

監査請求人大垣さなゑ他別紙監査請求人78名

監査請求人代理人 弁護士 阪口徳雄他別紙7名

## 第1 監査の請求の趣旨

1 橋下徹市長は奥下剛光特別秘書に対して2012年2月1日から2013年1月末までの間に支給した給与、手当、賞与など全ての金額の返還請求をせよ

2 特別秘書の条例の制定及び採用が違法・不当でなかったとしても、橋下徹市長は奥下剛光特別秘書に対して2012年2月1日から2013年1月末までの間の同秘書の日常業務のうち、大阪市の公務に従事していない間の給与、手当、賞与相当分の返還請求をせよ

3 橋下徹市長は奥下剛光特別秘書に対して今後、給与、手当、賞与など一切の費用を支給してはならない

## 第2 監査請求の理由

1 「特別職の秘書の職の指定等に関する条例」の制定及び奥下剛光を特別秘書に採用したことの市長としての権限の乱用

(1) 「橋下徹後援会」のこの4年間の収支報告書のうち代表の奥下素子、奥下剛光、及び奥下一族の寄付、パーティー券の斡旋、寄付額が異常に多く、橋下徹後援会は奥下一族が支えている。(甲1号証)

橋下徹は、府知事時代において、奥下剛光を私設秘書に採用し、同人が大阪府に様々な口利きなどをしたとして大阪府のHPに公表されている。

<http://www.pref.osaka.jp/koho/hisho/>

(2) 橋下徹市長は大阪市の市長に当選するや、奥下剛光を特別秘書に採用すべく、2012年1月に「特別職の秘書の職の指定等に関する条例」の制定を関係部署に準備させた。

ちなみに政令指定都市のうち仙台市、さいたま市においては、同様の条例が過去に制定されているが、請求人らが調査したところ現実には特別秘書は採用されていない。岡山市には特別秘書制度の条例があるが、秘書になり得る者は弁護士などの法的資格を有する者に限定しているので条例の趣旨が違う。それ以外の政令指定都市にはそもそもこのような特別秘書制度がない。

このような特別秘書制度を作る以上、何故、大阪市にとって特別秘書が必要か、従前の秘書を活用することで可能ではないか等について検討し、仮に条例を制定するにしても、税金で雇用される以上、どのような業務をさせるのか、特に橋下徹の場合には、維新の会の代表も兼ねていたところ、政治活動と大阪市長の本来の秘書との業務の区分、混同について防止などの内部統制システム特に、日常の管理、監督をどうするのか等の事項を慎重に検討すべきところ、その検討した形跡が全くない。その結果、特別秘書の業務内容について本来なすべき業務の定めは何もない有様であった。

このようなズサンな条例の制定に至った理由は橋下徹市長は、まず奥下剛光を特別秘書に採用することありきであり、市役所内部ではもちろん議会でも、慎重な審議がなく、多数決で本条例が制定された。

その結果、橋下徹市長は2012年2月1日、当初の目論みの通り奥下剛光を特別秘書に採用した。

維新の会の顧問であった吹田市長が、吹田市の発注する工事を、自らの後援会幹部の会社に約2200万の太陽光電気設置工事について随意契約したことが明らかになり、厳しく世間から批判され、副市長が辞任するまでに至ったケースと同じ手法である。

[http://www.city.suita.osaka.jp/home/\\_57122.html](http://www.city.suita.osaka.jp/home/_57122.html)

## 2 特別秘書への給与などの支給

奥下剛光特別秘書の給与は「課長級」として高待遇で処遇している。

大阪市から支給された給与は、月384,940円、地域手当38,494円＝423,434円(2012年4月以降は給料が358,602円、地域

手当が35,860円=394,462円に変更)、これに夏の賞与818,803円、冬の賞与についても衆議院の選挙期間中「休職」していたにも関わらず、743,954円も支給され、昨年12月10日までに支給された総額は合計5,565,321円に達している。

### 3 奥下特別秘書の業務内容等が一切不明。

#### (1) 特別秘書に関する情報公開の結果判明した事実

大阪市民が大阪市に次の文書の情報公開請求をした。

- ① 「特別職の秘書の職の指定等に関する条例」の制定経過に関する文書
- ② 同秘書の業務内容を定めた文書
- ③ 同秘書に奥下剛光氏を採用した理由などを記載した文書
- ④ 同秘書の平成24年2月1日から平成24年10月末日までの出勤状況を示す文書(タイムカードがあればその文書)
- ⑤ 同秘書の平成24年2月1日から平成24年10月末日までの間に毎月支払った給料、通勤手当、住居手当、期末手当を含む各種手当額細を記載した文書
- ⑥ 同秘書の平成24年2月1日から平成24年10月末日までの間に秘書業務日誌など名称に拘わらず、同人の従事した業務内容を記載した文書
- ⑦ 同秘書が平成24年2月1日から平成24年10月末日までの間に参加した会議、行事などを記載した文書
- ⑧ その他、同秘書が関与した活動などについて記載した文書

これに対する回答は次の通りであった。(甲2号証)

- ① △(稟議書が一通あったが、特別秘書の必要性などについて記載されている文書ではなかった)
- ② ×(特別秘書の仕事は何をするかの定めた文書などはない)
- ③ ×(採用理由を示す文書もない)
- ④ ×(出勤を示す文書やタイムカードなどはない)
- ⑤ ○(ほぼ開示された)
- ⑥ ×(秘書の業務を示す文書などもない)
- ⑦ ×(秘書が大阪市の庁内会議などに参加したことを示す文書もない)
- ⑧ ×(秘書が大阪市の公務についてした活動を示す文書もない)

## (2) 同秘書の採用後の日常の業務報告、日誌なども一切ない。

情報公開請求の結果、全く特別秘書の業務内容について条例の制定当時はもちろん、同秘書の従事した業務実態を示す日誌・報告等が一切ないことが判明した。奥下特別秘書は日常何をしているか全く不明である。しかも同人を上司が管理する内部統制システムが全くないことも明白になった。ところで特別秘書のツイッターをみていると大阪市の業務をしているとはおよそ思われぬ。

<https://twitter.com/okutake10>

## (3) 特別秘書を管理、監督することは不可能

橋下徹市長は、一般職の大阪市職員の政治活動などの制限について条例まで作り、こと細かく一般職の行為を制限しながら、自らが採用した特別秘書の業務については、市内部においての同秘書に関する業務を点検、監視、監督する内部統制システムを全く作っておらず言わば秘書のやりたい放題である。

## 4 橋下徹市長の一連の行為の違法性

橋下徹市長の上記一連の上記行為は、自らの後援会を支えてくれた幹部の息子を私設秘書から、特別秘書に採用する等「税金で恩返しする方法」＝「市政の私物化」であり、俗物、癒着政治家の典型の一例である。

このような市長の本条例の提案行為及び奥下剛光の採用行為は自らの後援会の幹部の息子を採用する為の行為であるから、そもそも大阪市の業務でない行為であり、仮に市長に特別秘書制度の条例の提案、その採用行為が市長に許される行為であるとしても、このような自らの後援会の幹部の息子を特別秘書に採用する行為は裁量権を大幅に逸脱する行為であり違法である。

このような市長に許される裁量権を大幅に逸脱する行為は、地方財政法第4条1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」にも反する。

よって、奥下特別秘書への給与の支給は全て違法であり、今後も支給することは違法である。(請求の趣旨第1項及び3項)

5 特別秘書の業務と言われる業務は大阪市にとって特別必要とも思われぬし仮に必要であっても課長職給与を支給するほどの価値ある業務でもない

(1) 特別秘書の業務内容という文書を後日作成して提出してきた。

本情報公開請求の結果が「橋下市長特別秘書の奥下氏 業務内容記録ゼロ」とネット上に報道された。

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20121205-00000000-asiap-soci>

2013年1月8日突然「市長の特別職の秘書について」と題する公文書か私文書か意味不明の文書を大阪市から代理人弁護士に交付された。(甲3号証)

これによると、特別秘書の業務は

- ・中央官庁、各政党との連携調整
- ・市会会派との連絡調整
- ・市長からの特命事項にかかる連絡調整等

と書いてある。

本件情報公開請求に関して「同秘書の業務内容を定めた文書」の開示請求した時には「作成されておらず不存在」と回答しながら、後日、このような特別秘書の業務内容について確認していたかのごとき行為は、あまりにもズサンな特別秘書条例の制定及び奥下秘書の業務実態のデタラメを「正当化」する隠ぺい工作そのものと思われる。

(2) 甲3号証記載の秘書業務であれば特別秘書は不要

この文書記載の特別秘書の業務について、日常、継続的に生じる業務とも思えない。しかもこの程度の業務に、課長職程度の高給を支給して採用するだけの価値ある業務とも思えない。この程度の業務なら、他の政令指定都市の自治体の長が行っているように、一般職の秘書で十分なしうる業務である。

(3) 結論

よって大阪市においては、特別秘書の業務が甲3号証の通りと仮定しても、その程度の業務であれば課長級職の高給を支給するほど業務ではない。

よって、奥下特別秘書の採用により高給を支給することは地方財政法第4条1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」に違反することは明白である。

よって、奥下特別秘書への給与の支給は全て違法であり、今後も支給するこ

とは違法である。(請求の趣旨第1項及び3項)

6 奥下特別秘書は甲3号証の秘書業務を実際しているかどうか不明であるが従事していない場合はその間の給与を返還させるべきである。

特別秘書に日常の業務を点検する業務日誌や報告が一切ない以上、奥下秘書に2012年2月1日から2013年1月末までの間に、甲3号証記載のどのような業務に従事したのか、報告させ、それを監査委員で点検、調査すべきである。

なお、その業務に従事していない日時については、その間に相当する給与などの返還を求めるべきある。大阪市の税金を一党、一派の活動の支援や大阪市の公務以外の業務に使うべきないからである。

(請求の趣旨第2項)

## 7 第3者委員会の設置の勧告

この間の業務実態を監査委員において調査することが無理な場合は同人の日常の業務を調査する第3者委員会を設置させる等の措置の勧告を大阪市に求める次第である。(請求の趣旨第2項関連)

よって地方自治法242条1項に基づき事実証明資料を添付して監査請求する次第である。

## 第3 事実証明資料

- |      |                              |
|------|------------------------------|
| 甲1号証 | 「橋下徹後援会」収支報告書のまとめ            |
| 甲2号証 | 平成24年11月26日付「不存在による非公開決定通知書」 |
| 甲3号証 | 「市長の特別職の秘書について」と題する文書        |